

紹介

鹿児島県男女共同参画地域推進員が 鹿屋市から2名誕生しました！




地域推進員制度について

県全域で男女共同参画を推進していくためには、地域の中で男女共同参画社会の形成に関する理解の浸透を図っていくことが重要となっています。そこで県や市町村と連携をとりながら地域に根ざした活動を行うために、この度「地域推進員」として鹿屋市から2名の方が鹿児島県知事から委嘱を受けました。委嘱の任期は、委嘱を受けた日から2年が経過する日の属する年度末（平成24年3月31日）までで、ボランティアでの活動が基本となります。

県内の「地域推進員」は、平成20年度13名、平成21年度は16名の方が新たに委嘱を受けています。

地域推進員の紹介をします！

- ・氏名 渡邊 ひろ子 さん
- ・住所 鹿屋市王子町在住 
- ・活動状況 鹿屋市男女共同参画推進懇話会委員
- ・地域推進員としての抱負



現在、知的障がい者施設でアートフラワーの講師をしています。最初、講師の話があった時、障がい者の方へ教えることに全く自信がありませんでした。しかし、皆さんは素晴らしい感性を持っておられ、かえって教えてもらう事の方が多く、今までの考えが間違っていたことに気付き、心から申し訳なく思っています。男女共同参画に参加してから個人の尊重、平等についての理解が以前より増した気がします。弱者の視点から私なりに少しでも協力できたらと思います。

- ・氏名 角崎 東美 さん
- ・住所 鹿屋市吾平町在住
- ・活動状況 鹿屋市男女共同参画推進懇話会委員
- ・地域推進員としての抱負



男女共同参画社会の形成には、まだ時間を要すると思いますがまずは、地域の皆さまにこの考え方を理解して頂かなければならないと思います。個人の能力には、限界がありますが県や市との協働により、男女共同参画の視点に立った地域づくりのため、小さな事から微力ながらも力を注いで行きたいと思っています。



一人ひとりが幸せな社会のために頑張ります！
気軽に声をかけて下さいネ！



紹介

DV被害者支援活動団体 アミーチの会

アミーチの意味
ドイツ語：友達

重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス(DV)に悩んでいる人を一人でも救いたいという思いで、DV予防のための啓発活動とDV被害者への支援活動を行っています。



相談専用ダイヤル 090-4989-5291
相談時間 10:00～18:00

* 最近の主な活動履歴

- ・相談会：12/7(母子父子ひとり親わいわいがやがやタイム)
- ・学習会：10/29,11/2(DV 対応学習会).12/5,19(DV 現状研修会).2/1(鹿屋警察署員を招いての DV 現状学習会)など

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

配偶者からの暴力の被害者は大半が女性であり、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっています。

配偶者からの暴力は、家庭内において行われるため、外部からの発見が困難であり、周囲が気付かないうちに、被害が深刻化しやすいという現状にあります。

配偶者の暴力により、PTSD(心的外傷後ストレス障害)に陥るなどの精神的な影響を受けることもあります。

配偶者からの暴力を子どもが目撃することにより、子どもへ多大な悪影響を及ぼすことになります。

すべての人が、その人権を尊重され、安心・安全で、心豊かな生活を送るために、暴力を予防し、暴力を容認しない社会の実現を目指しています。
一人で悩まずに相談機関に相談しましょう！

* DV被害者の主な支援機関

- * 民生委員・児童委員
- * 法務局・人権擁護委員
- * 医療機関
- * 民間支援団体
- * 母子生活支援施設
- * 婦人保護施設
- * ハローワーク・マザーズサロン
- * 青少年男女共同参画課 男女共同参画室



- * 配偶者暴力相談支援センター
- 県女性相談センター
- 県男女共同参画センター
- 地域振興局・支庁の保健福祉環境部
- * 警察
- * 市町村DV相談窓口

- * 地方裁判所
- * 家庭裁判所
- * 弁護士・日本司法支援センター(法テラス)
- * 福祉事務所・保健所
- * 県土木事務所・住宅政策室



特集

～男性も女性も一人ひとりの個性や能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現のためには、男性の育児・介護等の家庭への参画が不可欠です。そこで、男性の家庭への参画の現状などを特集しました～

1. 男性の家庭への参画に関する希望と現実

* 男性の育児休業制度利用希望者は (31%) と多いが取得率は (1.23%) と少ない。



2. 男性の家庭参画を阻害する要因は?

* 子育て世代の男性の長時間労働の割合が高い
* 固定的な性別役割分担意識が依然としてある (ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) を実現しづらい状況が男性の家庭への参画を妨げている。)



3. 男性の家庭参画による効果

* 夫の平日の家事・育児時間なしの場合

妻の出産後の同一就業継続の割合 39.1%

* 夫の平日の家事・育児時間が4時間以上の場合



妻の出産後の同一就業継続の割合 66.7%

夫が平日家事・育児に参画している家庭では、妻が出産後も同じ仕事を続けている割合が非常に高い。

男性の家庭参画を進めることは、男性・女性双方にとって、多様な生き方を選択できることにつながるものであり、男女共同参画社会の実現のために必要不可欠なものとなっています。



資料 内閣府 男女共同参画局

★育児・介護休業法改正★

公布日 平成21年7月1日

男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して!

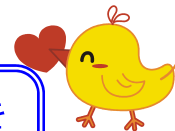
父親の育児休業の取得促進を図るための今回の改正は、次の内容となっています。

父母ともに育児休業を取得する場合 (1歳 1歳2ヶ月に延長)



出産後8週間以内の父親の再度の育児休業取得 (特別な理由必要 特別な理由不必要)

労使協定により、配偶者が専業主婦(夫)や育児休業中である場合等の労働者からの育児休業を拒める制度 廃止 (すべての労働者が育児休業取得可能)



パパも育児休業をとり、子育てを楽しむ時間が増えると子どもにとってもママにとってもプラスだよ!

厚生労働省 雇用保険労働局資料一部掲載

お知らせ



「サロンちえのわ」休止のお知らせ

平成20年度から市民の方が自由に参加し、意見・情報交換ができる場として、「サロンちえのわ」を定期的(毎月第3水曜日・リナシティかのや)に開設していましたが、利用者の減少などにより、本年3月31日をもって休止させていただきます。

これまで参加され、様々な情報提供、ご意見を頂きました皆さまには、大変感謝申し上げます。



《 問い合わせ先 》

〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号

TEL : (0994) 31-1147

FAX : (0994) 40-3003

市民活動推進課 (男女共同参画推進室)

メールアドレス

danjyo@e-kanoya.net